



うちなー健康経営宣言

令和 4 年 6 月 7 日 第 463 号
令和 年 月 日 登録
更新

代表者メッセージ

職員一人ひとりが心身ともに健康で、安心して長く働ける職場を目指して、健康づくりに取り組むことを宣言します。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 感染症予防に取り組む。
7. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。